

27 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成21年11月13日、広島県東広島市の住民1人から、自動車部品等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が操業する工場から発生する騒音により、申請人は睡眠障害などの健康被害が生じたとして、被申請人に対し損害賠償金合計800万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を行うなど、手続を進めている。